

総社市昭和地区復興住宅条例をここに公布する。

令和2年6月29日

総社市長 片岡 聡 一

総社市条例第24号

総社市昭和地区復興住宅条例

(設置)

第1条 平成30年7月豪雨災害(以下「豪雨災害」という。)により住宅に被害を受けた者(以下「被災者」という。)の生活の安定に資するため、令和6年3月31日までの間、総社市昭和地区復興住宅(以下「復興住宅」という。)を総社市美袋114番地1に設置する。

(入居者資格)

第2条 復興住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備するものでなければならない。

- (1) 豪雨災害の発災当時において、市内に住所を有していた被災者であること。
- (2) 住宅再建の見通しがつかず、現に仮設住宅供与等の公的な住宅支援を受けていること。
- (3) その者及び同居しようとする親族が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(家賃等)

第3条 市長は、復興住宅を入居者へ賃貸するものとし、復興住宅の毎月の家賃は、10,000円とする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第4条 市長は、次の各号に掲げる場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対し、市長が定めるところにより、当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害等により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第5条 市長は、入居者から、復興住宅への入居日から当該入居者が退去する日までの間、家賃を徴収する。

- 2 入居者は、毎月末日までに、その月分の家賃を納付しなければならない。ただし、市長が特に定めたときは、この限りでない。
- 3 入居者が月の途中で入居又は退去した場合における当該月の家賃の月額は、当該入居期間の日数に応じて日割計算により算定する。

(費用の負担及び入居者の義務等)

第6条 この条例に定めるもののほか、費用の負担、入居者の義務等、復興住宅の管理については、総社市営住宅管理条例(平成17年総社市条例第206号)第19条から第26条まで、第39条、第40条第1項及び第2項、第49条並びに第50条の規定の例による。

(その他)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。